

# 平成20年第4回教育委員会記録

平成20年3月26日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成20年3月26日(水) 午後2時02分～午後3時47分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎

庶務課長 井口 順司 教育人事企画長 種村 明頼

教育改革推進課長 中村 一郎 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一

学務課長 渡辺 幸一 社会教育スポーツ課長 森田 師郎

済美教育センター所長 根本 信司 済美教育センター事務統括指導主事 坂田 篤

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 6名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第10号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第11号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則

議案第12号 杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則

議案第13号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

議案第14号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

- 議案第15号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区学校教育職員の退職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区立学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程
- 議案第26号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一

部を改正する規則

議案第34号 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第35号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第36号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則

議案第37号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

議案第38号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

議案第39号 杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

議案第40号 杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部を改正する規程

議案第41号 学校運営協議会を置く学校の指定について

議案第42号 平成19年度杉並区指定・登録文化財について

議案第43号 平成20年度杉並区立学校の学期及び休業日について

議案第44号 教育委員会幹部職員の任命について

#### **(報告事項)**

- (1) 区立小・中学校校長・副校長の人事異動について（平成20年4月1日付け）
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 学校給食の標準給食費の改定について
- (4) 第14期杉並区文化財保護指導員の委嘱について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (6) 文部科学大臣表彰について

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 議事録署名委員の指名について                                    | 7  |
| 議案審議  |    |
| 議案第10号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則                  | 7  |
| 議案第11号 杉並区図書館処務規則の一部を改正する規則                       | 8  |
| 議案第12号 杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則                      | 8  |
| 議案第13号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則                 | 8  |
| 議案第14号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則                  | 8  |
| 議案第15号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則                | 9  |
| 議案第16号 杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則              | 10 |
| 議案第17号 杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則                     | 10 |
| 議案第18号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則              | 10 |
| 議案第19号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則                     | 11 |
| 議案第20号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  | 12 |
| 議案第21号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則           | 12 |
| 議案第22号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則      | 12 |
| 議案第23号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則             | 12 |
| 議案第24号 杉並区学校教育職員の休職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則          | 13 |
| 議案第25号 杉並区立学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程      | 13 |
| 議案第26号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 15 |

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 議案第27号 | 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則          | 16 |
| 議案第28号 | 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則           | 16 |
| 議案第29号 | 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則            | 16 |
| 議案第30号 | 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則            | 16 |
| 議案第31号 | 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則     | 16 |
| 議案第32号 | 杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則           | 16 |
| 議案第33号 | 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則     | 16 |
| 議案第34号 | 杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則          | 16 |
| 議案第35号 | 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 | 17 |
| 議案第36号 | 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則              | 17 |
| 議案第37号 | 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程                   | 18 |
| 議案第38号 | 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程                  | 18 |
| 議案第39号 | 杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程  | 19 |
| 議案第40号 | 杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程の一部を改正する規程         | 19 |
| 議案第41号 | 学校運営協議会を置く学校の指定について                        | 20 |
| 議案第42号 | 平成19年度杉並区指定・登録文化財について                      | 21 |
| 議案第43号 | 平成20年度杉並区立学校の学期及び休業日について                   | 24 |
| 議案第44号 | 教育委員会幹部職員の任命について                           | 34 |

## 報告事項

- (1) 区立小・中学校校長・副校長の人事異動について  
(平成20年4月1日付け) . . . . . 34
- (2) 学校運営協議会委員の任命について . . . . . 28
- (3) 学校給食の標準給食費の改定について . . . . . 28
- (4) 第14期杉並区文化財保護指導員の委嘱について . . . . . 31
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧 . . . . . 31
- (6) 文部科学大臣表彰について . . . . . 33

**委員長** ただいまから、平成20年第4回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が35件、報告が6件となっております。

日程第35、議案第44号及び日程第36、報告事項（1）は人事案件となっております。

以上につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条によりまして、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第44号の審議及び報告事項（1）につきましては、非公開とさせていただきます。

それでは、議案の審議に入ります。

最初に、組織改正及び分掌事務の見直し、新たな非常勤職員を配置することなどに伴う所要の規定整備ということで、日程第1、議案第10号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第11号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第12号「杉並区立科学館処務規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第13号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第14号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは私の方からご説明申し上げます。本日議案が大変多うございますので、お手元の方に規則等の改正案件一覧というものをご用意をさせていただきました。こちらのほうに基づきまして、説明をさせていただければと思います。

初めに、この改正案件の一覧の1ページ目のところに、議案第10号から14号までにつきまして、掲載をさせていただいているところでございます。これらにつきましては、教育委員会事務局、図書館、科学館、済美教育センターの組織改正及び分掌事務の見直しによる各処務規則の改正、また、新たに非常勤職員を配置することなどによりまして、非常勤規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第10号でございます。こちらのほうにつきましては、第1点として、「エコスクール推進担当係長」を置くということで、この間、エコスクール化の取り組みを進めてきたわけでございますけれども、専任の係長ポストを置くということでございます。

2点目といたしましては、社会教育スポーツ課に「体育施設改築準備担当係長」を置くということでございます。こちらのほうは、これから大宮前体育館の改築等が予定されておりますので、そちらの方に従事するというところでございます。



なお、いずれの係長ポストにつきましても、一般職員分をそのまま係長ポストに充てるということで、人員増を伴うものではございません。人員を増やさず係長ポストを増やすということで、対応するものでございます。

続きまして、議案第11号でございます。こちらのほうにつきましては、13番目の区立図書館として、昨年、12月16日に今川図書館が開館されたところでございます。それに伴いまして、これまで「地域図書館開設準備担当係長」というのを置いておりましたけれども、これについては廃止をいたしまして、中央図書館管理係の所掌として仕事をしていくということ、そのほか規定の整備を行うために改正をするというものでございます。

続きまして、議案第12号でございます。こちらのほうにつきましては、「物理指導担当係長」というものを、これまで置いてきたところでございますけれども、担当していた職員の退職、これに伴いまして、非常勤職員を充てるということで、常勤職員については、退職不補充という形をとります。その関係で、この「物理指導担当係長」というポストにつきましても廃止する。そのための改正を行うものでございます。

続きまして、議案第13号でございます。こちらのほうは、済美教育センターのほうでございますけれども、センター内の機能を強化して、より効率的、効果的な学校支援、教育指導が行えるように、学校経営支援係と教育指導係の分掌事務を整理する、そのために改正をするものでございます。

続きまして、議案第14号でございます。こちらのほうは非常勤職員の規則ということでございますけれども、1点といたしましては、いじめや不登校などの緊急課題対応ということで、今年度「教育SAT」ということで、専門チームを置いておりました。さらなる取り組みの強化ということで、非常勤職員として、スクールソーシャルワーカーを配置する。そのための規定整備が1つでございます。

2点目といたしましては、同じく小学校の通常学級において、学習障害や注意欠陥等の学習面に困難を抱える児童の学力向上等を図るため、非常勤職員として学習支援教員を配置する。そのための規則改正。3点目といたしましては、これまで学校薬剤師のうちから、建築環境衛生管理技術者というものを委嘱してきたところでございますけれども、平成20年度からこの取り組みについて、他の施設と同様に、委託によって実施するというにいたしまして、この職を配置する。そのための改正を行うものでございます。

施行日につきましては、いずれの議案も平成20年4月1日からとさせていただきます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。ただいま一括上程しました議案のご説明につきまして、議案の番号を最初に言っていただいてから、ご質問、ご意見をさせていただくとありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ございますでしょうか。

では、一括上程して審議いたしました議案第10号から議案第14号まで、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第10号から議案第14号までは原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、学校教育法の一部改正に伴う所要の規定整備ということで、日程第6、議案第15号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第16号「杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第17号「杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第18号「杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則」。

以上、一括上程し審議いたします。

庶務課長、同じくご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、議案第15号からご説明を申し上げます。この議案につきましては、学校教育法の改正によりまして、本年4月1日から学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができることとなりました。それを受けまして、東京都では、現在の教頭を呼称としての「副校長」から、学校教育法上の職としての「副校長」とし、都独自の職としての「主幹」を学校教育法上の職として「主幹教諭」といたします。また、これまでも置くことができるとされておりました「栄養教諭」につきましても、食育を推進するため、平成20年度から配置することとしております。

そのため、改正の第1点といたしまして、幼稚園を除く区立学校に副校長、主幹教諭、栄養教諭を置くことができるよう、職務内容等を定めるものでございます。このことにより、副校長が呼称から、学校教育法上の職として位置づけられることとなります。

改正の第2点といたしまして、昨年8月に区独自で置いてきております2人目の副校長、これにつきましては、そういう法律上の規定との関係で、副校長という名前をそのまま使っていくことは、望ましくないという考え方から、「第二副校長」と呼び方を改めることといたします。

それから、改正の第3点といたしまして、幼稚園につきましては、これまでどおり学校教育法上の職として、教頭が置かれることから、必要な規定整備を行うところでございます。

規則等改正案件一覧の2ページ目のほうに、今ご説明しております第15号「学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則」のことが盛り込まれておりますけれども、その改正等の概要の中で、最後から2行目のところに、幼稚園の副園長の呼称規定を外すほか、規定を整備するというように書いてございます。幼稚園におきましても、引き続き副園長という呼称については行うこととしているところでございます。

それからあわせて、栄養教諭につきましてでございますけれども、こちらのほうは区立学校に勤務する栄養職員1名が、この4月から栄養教諭として配置されることになりました。そのため、勤務先学校での食に関する指導、学校給食の管理のほかに、東京都が実施する「食育推進モデル地区」に、杉並区が指定される予定ですので、区内の学校の食育リーダーへの支援を行うことといたしました。

次に、議案第16号でございますけれども、こちらのほうは議案第15号との関連で、今度は健康学園でございます。健康学園の副園長は、区立小学校の教頭から任命することとなっておりますので、これを副校長に改めるものでございます。

議案第17号、こちらのほうは教職員の健康管理規則でございます。対象とする教職員の定義に関する規定について、教頭を副校長とし、主幹教諭、栄養教諭を加えるために改正を行うものでございます。

議案第18号、こちらのほうにつきましては、教科書調査委員会等の委員に関する規定について、教頭を副校長とし、主幹を主幹教諭に改めるものでございます。

以上、4議案とも施行日は、平成20年4月1日としております。

議案の朗読は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

すみません。ちょっと訂正がございます。議案第15号の新旧対照表で、「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。こちらのほうに添付しております新旧対照表の4ページというのがございます。上段と下段とに分かれております。上段のほうに第31条の2ということで、教頭の職が書かれておりまして、そこの第5項で、教頭は副園長と称するということで書いてございますけれども、この副園長と称するという規定が、これをちょっと申し訳ありません、削除をお願いいたします。ですので、ちょっと私のほうのご説明のほうで、依然として副園長と称するということで申し上げましたけれども、そういうことではなく、この副園長と称するという規定はなくなるということでご理解をいただければと思います。

**大蔵委員** わかりました。それでその分の新旧対照表の5ページになりますけれども、準用規定のところの一番下に、「副校長」とあるのは「副園長」とするというのがあって、上のほうの準

用規定のところにはなくなっていて、これが第31条の2第5項に入っているのです、私は何か変だなと思っていたんですよ。わかりました。

**安本委員** 栄養教諭というのは、どういう方になるんですか。そういう先生がまた新しくということですか。それとも例えば栄養士さんとかそういう方とか、養護の先生とかがやると、そういうことですか。

**学務課長** 栄養教諭につきましては、基本的に現在の都費の栄養士の先生から、東京都が選考試験を行って、栄養教諭に任用するという形でございます。

**安本委員** ということは、今まだ栄養教諭と名前のつく方は、いらっしゃらないということですか。

**学務課長** 東京都においては、平成20年度から導入ということで、まだ現在はいないということでございます。

**安本委員** わかりました。

**委員長** ほかにございますか。

では、お諮りします。

ただいま事務局からご訂正ありました議案第15号につきましては、第31条の2におきまして、第5項ですか、削除の部分一部ありますが、これを訂正して議案第15号から議案第18号まで、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第15号から議案第18号まで原案どおり可決いたしました。ありがとうございます。

では、日程第10、議案第19号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明お願いいたします。

**庶務課長** 議案第19号につきましてご説明をいたします。

こちらの規則につきましては、教育委員会の公印をつくる場合の規則を定めているところがございます。そういう中で、1つは済美教育センターに置く専用の教育長公印というものを作ること、それから地域図書館に備える公印から、指定管理者を置く図書館を除くために、公印管守者である図書館長から地域図書館を除くこととするものでございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

では、お諮りします。

議案第19号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第19号は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、学校教育職員の勤務条件、給与に関する所要の規定整備ということで、日程第11、議案第20号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第21号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第13、第22号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第23号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第24号「杉並区学校教育職員の退職者給与支給に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第25号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** ただいま上程になりました6議案につきましては、いずれも学校教育職員、区費教員の勤務条件、給与に関するものでございます。

都費の教員に関する規定の改正を受けまして、同様に改めるほか、規定の整備を行うものでございます。

初めに議案第20号ですけれども、こちらのほうは、負傷し、または疾病にかかった子どもを世話をするために、1年に5日以内で認められる「子どもの看護休暇」について、対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」から、「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」といたしまして、取得要件を拡大するものでございます。

次に、議案第21号でございますが、こちらのほうは、療養のため勤務しないことがやむを得ない場合は、必要最小限の期間について、病気休暇が認められております。この病気休暇につきまして、1回の病気休暇について引き続く180日までは、給与を減額しないことになっておりますが、これを90日に改めるものでございます。また税法改正に伴い、給与簿の文言を整理する必要があることから、改正するものでございます。

次に、議案第22号でございますが、こちらのほうは、昇給のための勤務成績を判定する期間を都費教員と合わせて、昇給日である毎年4月1日の前年の4月1日から翌年の3月31日までとするものでございます。

次に、議案第23号でございますけれども、こちらのほうは、平成19年度の給与改定に伴いまし

て、平成19年度の勤勉手当の改定分を、本年3月に特例支給するために、勤務期間等の算定などについて、規定整備を行ったところでございますが、6月に支給される手当について、この規定が適用される者から、3月1日以降の新規採用職員等を除く必要がございます。また、生理休暇を取得した期間のうち、給与が減額される期間については、勤務期間から除算することについて、これまでの解釈、運用の取り扱いから、規則に規定することとするほか、必要な文言整理を行うために改正するものでございます。

続きまして、議案第24号でございますが、本年の第1回区議会定例会におきまして、病気休職に対し、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の8割を支給することができる、これは休職をした場合でございます。この期間を2年間から1年間としたということがございました。そういう条例改正があったところでありまして、本規則におきましても同様な規定がございますので、これを改めるほか文言整理のための改正をするものでございます。

次に、議案第25号でございますが、こちらのほうは勤務時間、休憩時間等の関係でございます。こちらのほうにつきましては、休憩時間を廃止するため、議案第24号と同様に、議会で条例の改正があったということを受けまして、本規程に書いております休憩時間に関する規定もあわせて削除する、そのための改正をするものでございます。

施行日は、6議案とも平成20年4月1日としております。

議案の朗読は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** では、ただいまの議案のご説明に、ご質問・ご意見ありましたらお願いいたします。

**大蔵委員** 第21号についてですが、今まで180日だったのを90日にするんですね。これはどこから、東京都の何か規定があるんですか。

**庶務課長** これはもともと学校職員の給与の条例がございます。そちらのほうで、やはり休職者といえども、ノーワークノーペイの原則というものを、より追求すべきだということの中で、支給される期間がこれまで180日だったものを、半分にするという改正を行ったと。

**大蔵委員** これはでも休暇だから休職ではないでしょう。それを、2年を1年にするということですね。それはそのあと別の規則ですか。

**教育人事企画課長** 病気休暇は、医者診断によって、そこから休暇をいただくということで、今まで180日をそれが90日に減ったと、その後、ご本人が医者診断によって引き続き休職したいということで、病気休暇ではなくて、今度は新たな制度の病気休職に入ることですね。

**大蔵委員** なぜ180日を90日にしたのですかと聞いているんです。

**庶務課長** よろしいでしょうか。ちょっと先ほども申し上げたノーワークノーペイ、それから国

だとか他の自治体の制度、これがこの180日という長いような仕組みじゃないということの中で、よそとの均衡を図るために、180日を90日に短くするというところでございます。

**大藏委員** 新たに国や都がそういう規則を定めたので、それに準じてということではないんですね。

**庶務課長** そうということではないです。

**大藏委員** ほかに合わせたということですね。

**庶務課長** はい、そうです。

**大藏委員** それでよくですね、お役所はいろいろなことをおやりになるんで、例えば、90日休みました。そして出勤しました。また医者や診断書をもらって、また90日取るということはできるんですか。

**教育人事企画課長** 年度内においては、同じ病名で2回はできないということがございます。

**委員長** では、ほかにございましたら。

**大藏委員** もう一つ伺います。これは組合と協議とかそういうことはないんですか。要らないんですか。180日を90日に直したのに対して、組合と調整をするとか、そういうことは必要ないんですか。

**教育人事企画課長** 東京都においては、国や組合の方としっかり話し合いをして、こうなったという経緯は聞いてございます。

**大藏委員** でもこれは、区長部局の一般行政職のほうと統一しているわけでしょう、こういうことは。

**庶務課長** 今回の議案につきましては、区費の教員ということでございます。区費の教員が入っている職員団体との話の中では、これ東京都の都費の教員の勤務条件が変わる都度、それを1件1件調整していくというのは、なかなか加盟している職員の数も少ない状況でございますので、そういうことはいかがだろうかという中では、基本的に都費のほうが変わったならば、それを改めていくということでの、一定の了解は得ているところでございます。

**大藏委員** 一般行政職の区長部局のほうの職員については、今回180日を90日にしたんですか。それとも前から90日ですか。

**庶務課長** これはまだやっておりません。むしろ教員のほうの改正のほうが先でございます。

**大藏委員** でも、当然区長部局の職員は、組合に所属している人が大部分ですから、組合との協議というのは必要なんでしょう。

**庶務課長** これは23区全体として、これから職員団体と調整をする段階にあるというふうに聞いています。

**大藏委員** 今は180日なんですか。

**庶務課長** そうです。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

では、一括上程いたしまして審議いたしました議案第20号から議案第25号まで、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第20号から議案第25号まで、原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

続きまして、幼稚園教育職員に関する育児短時間勤務制度の実施等に伴う所要の規定整備ということで、日程第17、議案第26号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第18、議案第27号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第19、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第21、議案第30号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第31号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第23、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第24、議案第33号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第25、議案第34号「杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」。以上、一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** ただいま上程になりました9議案につきましては、いずれも幼稚園教育職員に関するものでございます。このうち第26号から第35号までは、主に育児短時間勤務制度の実施に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

はじめに、議案第26号でございますが、こちらのほうは、育児短時間勤務職員等の正規の勤務時間は、育児短時間勤務等の内容にしたがった時間とすること、宿日直勤務及び超過勤務を命じることができる場合として、育児短時間勤務職員等以外の職員に命じることができない場合、超過勤務を命じなければ、公務の運営に著しい支障を生ずると認められるときとすること、年次有給休暇の取得や繰り越しについて必要な規定を定めること、また1時間単位で取得できる子の看護のための休暇などについて、取得した時間を1日へ換算するための規定を定めること、その他文言の整理を行うため改正するものでございます。



次に、議案第27号でございますが、こちらのほうは、育児短時間勤務職員等の給料月額、勤務時間数に応じて算出されるため、1円未満の端数が生じた場合の端数処理について、勤務1時間当たり給与額を算出するに当たって、算定基礎となる手当の計算方法について、正規の勤務時間を超えて、週休日等に正規の勤務時間が割り振られた場合の加算について定めるほか、税法改正に伴い、給与簿の文言整理を行うため改正するものでございます。

次に、議案第28号でございますが、こちらのほうは、管理職手当の額は、勤務時間数に応じて算出することとするのを定めるため、改正するものでございます。

次に、議案第29号につきましては、期末手当の算出に当たって、育児短時間勤務として在職した期間については、育児短時間勤務をすることにより、勤務が短縮された期間の半分を在職期間から除算することとするほか、文言の整理を行うため、改正するものでございます。

続きまして、議案第30号につきましては、勤勉手当の算出に当たって、同様の除算期間を設けることのほか、区費教員と同様に、生理休暇に関する勤務期間の取扱い、平成20年6月に支給する手当の特例について定めるため、改正をするものでございます。

議案第31号につきましては、義務教育等教員特別手当、こちらの手当の額を、その者の職務の号級により定められた額に対して、勤務時間数に応じて算出すること等を定めるために改正するものでございます。

議案第32号につきましては、教職調整額に端数が生じた場合の計算の取扱いを定めるため、改正をするものでございます。

議案第33号でございますが、こちらのほうは、昇給に関する勤務成績を判定する基準日を、判定期間の翌年の1月1日とするほか、休職等の定義について、規定を整備するため改正するものでございます。

最後に、議案第34号でございますが、こちらのほうは、特殊勤務手当の支給対象となる業務の程度を定めた別表について、土曜日等に関する規定を整理するため、改正するものでございます。

以上の議案につきましては、議案第34号を除き4月1日とし、議案第34号につきましては、公布の日としてございます。なお区費教員の育児短時間勤務制度は、都費教員に準じ7月1日から実施いたしますので、これに合わせて必要な改正を行ってまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** では、ただいま一括上程いたしました議案のご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

では、お諮りします。

一括上程して審議いたしました議案第26号から議案第34号までは、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第26号から議案第34号までは、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、新たに東京都が設置する日勤講師及び区費の講師に関する所要の規定整備ということで、日程第26、議案第35号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第27、議案第36号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 初めに議案第35号でございますけれども、こちらのほうは、いわゆる教育委員会の権限の委任、補助執行等の関係でございます。本規則のうち、第2条の委任事務の規定につきましては、大きく第1項で、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき、東京都教育委員会から杉並区教育委員会に委任された事務を、教育長に委任すること、第2項で、それ以外の教育委員会の権限を教育長に委任することについて定めてございます。

今般、学校教育職員の休息時間が廃止されたことなどにより、「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」の一部が改正されたことから、第1項を改正する。また、「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」の一部が改正され、これまでの都が派遣していた時間単位で勤務する講師を「時間講師」とし、新たに、1日8時間勤務を原則とする「日勤講師」を創設したことから、日勤講師の勤務時間の割り振りや休暇の付与等について、教育長に委任するために、第2項をそれぞれの内容に応じて改正するほか、規定を整備するために改正をするものでございます。

次に、議案第36号でございますけれども、こちらのほうは、区立学校に勤務する「区費の講師」につきまして、休日に学校行事を行うにあたり、必要と認める場合に休日勤務を命ずること、休日等へ勤務を振り替えることができることについて定めるほか、慶弔休暇の規定を都の時間講師や常勤職員に準ずることとするために、改正するものでございます。

施行日は、両議案とも平成20年4月1日でございます。

議案の朗読は、省略させていただきます。

説明は以上です。

**委員長** ただいま上程いたしました議案のご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

では、お諮りします。一括上程して審議いたしました議案第35号と、議案第36号を原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第35号、議案第36号を原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、職員の育児短時間勤務制度の実施、導入に伴う所要の規定整備ということで、日程第28、議案第37号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」、日程第29、議案第38号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、ご説明申し上げます。

両議案とも、育児短時間勤務制度の実施、導入に伴い、規定を整備するものでございます。

初めに、議案第37号でございますけれども、こちらのほうは、教育委員会事務局及び学校に勤務する区の職員について、承認等の事案を決定する者をそれぞれ定めております。

次に、議案第38号でございますけれども、こちらのほうは、学校職員の出勤簿表示に育児短時間勤務の表示を加えるほか、規定整備をするために改正をするものでございます。

施行日は、両議案とも平成20年4月1日とし、議案第38号の一部については、7月1日から適用することとしております。

議案の朗読は、省略させていただきます。

説明は以上です。

**委員長** ただいま一括上程しました議案のご説明に、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

では、お諮りします。

一括上程して審議いたしました議案第37号と議案第38号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第37号と議案第38号は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、学校に勤務する職員の服務関係についての所要の規定整備ということで、日程第30、議案第39号「杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」、日程第31、議案第40号「杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程

の一部を改正する規程」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** はじめに、議案第39号でございますけれども、こちらのほうは、学校職員の職務専念義務の免除に関する手続について、改正をするものでございます。

都費の教職員が、勤務時間内に組合活動を行う場合には、給与を受けながら職員団体の活動が認められるものとして、団体交渉など適法な交渉に参加するものと、給与については無給として、大会など職員団体の機関運営に参加するため、職務専念義務の免除が認められるものがあります。

この勤務時間内の組合活動について、有給による職務専念義務免除と、無給による職務専念義務免除の取り扱いを、より適正かつ適切に事務処理が行われるよう、東京都におきまして、関連規則を改正し、給与の減額免除申請簿と職務専念義務免除申請簿を統合、一本化し、さらに事前承認、事後確認を行うよう様式を改めました。

区立学校に勤務する都費の教職員につきましては、給与の支払、減額については都の規定が、職務専念義務免除については区の規定が適用されます。都の規則改正だけでは、区立学校に勤務する都費の教職員については、職務専念義務免除に関する取り扱いに拘束性がないため、本規程で定める様式について、都と同様に、事前の承認、事後確認を行うための様式とする必要があることから、改正をするものでございます。

続きまして、議案第40号でございますけれども、こちらのほうは、区費教員の自己申告及び業績評価に関する規程でございます。

区費の学校教育職員と幼稚園教育職員の業績評価を行うにあたりまして、第一次評価者を校長、最終評価者を事務局次長とし、その間の調整者を教育人事企画課長が行うこととしておりましたが、最終評価者については、都費教員と同様に教育長とすることとし、それに伴い調整者を事務局次長とするなど、評価の方法、手順について改めるため、改正をするものでございます。

施行日は、両議案とも平成20年4月1日としてございます。

議案の朗読は、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

**委員長** 一括上程しました議案のご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

**大蔵委員** 区立学校職員というのは、区費で雇用している職員のことですか。普通の学校の県費の教員も全部含むんですか。

**庶務課長** 含みます。

**大蔵委員** 県費の職員は、この勤務時間中の組合活動というのはどうしているんですか。

**教育人事企画課長** 都が認めたものについての組合活動については有給であり、認めていないものについて無給、職免で対応すると。

**大藏委員** つまり、その届けはどこに出すんですか。

**教育人事企画課長** それは、出席したものは最終的に私どもの方に回ってくるということになります。

**大藏委員** 学校長のところでは何もしないで、教育人事企画課まで来るわけですか。

**教育人事企画課長** 校長には事前に申請し、承認を得て、出席したかどうかの事後確認を行った後に、教育委員会にその内容は伝わってくるという流れになります。

**大藏委員** 区の教育委員会は、東京都の教育委員会に送るんですか。

**教育人事企画課長** 東京都教育委員会の方からこちらのほうに回ってきます。

**大藏委員** 向こうから回ってくるんですか。わかりました。

**委員長** ほかにございますか。

では、お諮りします。

一括上程して審議いたしました議案第39号と議案第40号を、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第39号と議案第40号は、原案どおり可決いたしました。ありがとうございました。

次に、日程第32、議案第41号「学校運営協議会を置く学校の指定について」を上程し、審議いたします。

教育改革推進課長から、ご説明をお願いいたします。

**教育改革推進課長** それでは、私の方から「学校運営協議会を置く学校の指定について」、ご説明申し上げます。

このほど東京都教育委員会との協議を終了し、平成20年4月1日付で「杉並区学校運営協議会規則」第2条に基づき、「杉並第一小学校」を、新たに学校運営協議会を置く学校に指定したいというふうに考えてございます。当校につきましては、学校支援本部の活動も大変活発で、地域に開かれた学校として、学校、保護者が一体となった特色ある学校づくりを行っており、学校運営協議会を置く学校として、大変ふさわしいというふうに考えてございます。

なお、学校運営協議会委員につきましては、後ほど報告させていただきます別紙のとおりでございますが、校長をはじめとして、校長推薦の委員4名、学識経験者3名でございます。公募委員につきましては、期間を置いて公募いたしましたでしたが、応募がございませんでした。期間を延長

し、引き続き募集をしていきたいというふうに考えてございます。大変簡単ですが、私からは以上です。

**委員長** ただいまの説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

議案第41号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第41号は、原案どおり可決いたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第33、議案第42号「平成19年度杉並区指定・登録文化財について」を上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長から、ご説明をお願いします。

**社会教育スポーツ課長** 恐れ入ります。次のページをおめくりください。

今年度の文化財の指定・登録が1件ずつございます。1つは、福相寺と申しまして、堀ノ内3丁目にごございますお寺に所蔵されたものでございます。もう一つは、高千穂大学で発掘されたものでございます。

提案理由といたしましては、文化財保護条例第31条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、杉並区指定文化財及び登録文化財とするために、提案をするものでございます。

次のページをおめくりください。

まず、指定文化財でございますが、「福相寺木造大黒天像及び大黒天信仰関係等版木並びに石造物」でございます。種別等は、記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、次のページをおめくりください。

かなり細かなものでございますが、木造大黒天像あるいはその版木等々についてのご説明でございます。

その次のページをおめくりください。

これは版木というものの内容になりますが、24点についての詳細な記述でございます。写真をご覧になっていただきたいんですが、このたびの指定文化財についてのカラー写真でございます。左上が、木造の大黒天像でございます。それから右側が版木でございます。団扇絵などもあるものでございます。その下が、護符版木ですとか、団扇絵というものでございます。

次のページをおめくりください。

こちらは石造物でございます。神の使いの鼠の像ですとか、髭題目満願大黒天碑、幟立て石柱、

石灯籠でございます。

恐れ入りますが、改めて最初の資料に戻っていただきまして、説明及び指定理由を簡単に申し上げます。

福相寺木造大黒天像及び大黒天信仰関係等版木並びに石造物でございます。本大黒天像は、江戸時代には願満大黒天と呼ばれ、その由来記を版行して、参詣者に配るほどの信仰を集めたといわれています。像は室町時代から江戸時代初期にかけてのもので、当時の彫刻に見られる大づかみで大ぶりの彫り口の特徴を持っております。版木には、その大黒天の由来記、願満大黒天神来縁の記のほか、駒込にあった福相寺の境内を描いた多色刷りの団扇絵、護符などがあります。団扇絵には、現在残っている鼠像や幟立ても描かれております。護符の多くは大黒天の護符で、所在地部分を堀ノ内など、現在地を示すよう埋めなおされている部分もあり、移転後も版木を使用していたことがわかるものでございます。

石造物の中では、特に神使鼠像は、彫刻が精緻で、すぐれた作品であるとともに、鼠の彫像の石造物では、国内でも古例、かなり古い例に属するものとして重要な例品でございます。

福相寺は、昭和12年に現在地に移転した寺院でございますが、大黒天像、版木、石造物は福相寺の大黒天信仰の隆盛を示すものとして貴重なものでございます。これらが一括して伝えられていることで、大黒天像、版木、石造物とが、お互いの意義を強調しており、これらの価値を高めて、価値は極めて大きいものでございます。これが今回の指定の理由でございます。

恐れ入ります。もう一つご説明をさせていただきます。次は、登録文化財でございます。「高千穂大学大宮遺跡円墳出土遺物」でございます。種別、所在地等々については記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

また写真が出ております。土師器のものが2つ、それから、めのうの原石、その下には高千穂大学の大宮遺跡円墳を発掘した当時の写真を、掲載させていただいたものでございます。

ご説明等でございますが、こちらは、高千穂大学大宮遺跡で発見された古墳から出土した遺物でございます。古墳は、周溝の規模から墳径13メートル余りと推測されますが、発見されたのが周溝のみで、墳丘及び埋葬主体は破壊されて既に消滅しておりました。登録物件は、古墳の周囲と周溝を埋める土層内から発見されたもので、本古墳の年代を推測する根拠になるものでございます。概ね5世紀の後半と推測されております。昭和30年刊行の「杉並区史」には、区内に古墳があったという伝承が記されておりますが、発掘調査により、それが実証できたという点で重要であり、登録する資料は、それを裏付けるものとして重要でございます。古墳の発掘調査としては、区内では初めてのことでございまして、また周溝内からの出土状況から推して古墳の年代を

見る上で、確定できる資料として重要なものでございます。

以上、文化財の指定並びに登録について、ご説明申し上げました。

以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

**大藏委員** 私のほうが不勉強で申し訳ないですが、指定文化財と登録文化財はどう違うんですか。

**社会教育スポーツ課長** いわゆるその重要度といいますか、条例で定められてはおるんですけども、第4条には登録、第14条には指定ということで、指定の方が、価値が高いといえますか、登録文化財のうち、区にとって重要なものを指定することになっています。今回の事例で申し上げますと、後段の方は、指定でもよろしいんじゃないかというご意見もございました。しかし、まだ反対部分が発掘されておりません。また、出てきた段階で、指定のほうに移行してもよろしいんじゃないかというようなご意見もいただいております。まず登録があってその次に指定と、あるいは重要なものであれば、すぐ指定というような流れになっております。

**大藏委員** それからもう一つは、後のほうの登録文化財のほうですが、高千穂学園内にあるのにどうして杉並区の所有になっているんですか。

**社会教育スポーツ課長** 基本的には発掘したその段階で、いわゆる公的な、ここで言えば杉並区にその所蔵が移転、移行するような形のご確約をいただいているものでございます。

**大藏委員** これは発掘したのはいつですか。

**社会教育スポーツ課長** 平成14年ですね。

**大藏委員** どうしてその遺構は全部なくなってしまったんですか。

**社会教育スポーツ課長** 基本的には、ほかのものもそうなんですけれども、基本的には、今のところ保存のための発掘というのは行っておりませんで、はっきり言いますと、開発のために記録をとって、その上で、いわゆる壊してしまうような形になっているものでございます。

**大藏委員** 重要なものについては、発掘段階で発掘作業を停止をして、そして教育委員会で調査をして、必要であればそのまま保存するというのもやっているわけですね。

**社会教育スポーツ課長** 場合によってはあります。例えば、大宮八幡宮の裏側でございますけれども、あれはまた埋め戻して、それは発掘調査のためにやった発掘でございます。その場合には、方形周溝部というのが3基ほどあるんですけども、そのまま残されております。

**委員長** ほかにございますか。よろしゅうございますか。

では、お諮りします。

議案第42号を原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)



**委員長** 異議がございませんようですので、議案第42号は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第34、議案第43号「平成20年度杉並区立学校の学期及び休業日について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター統括指導主事から、ご説明をお願いします。

**済美教育センター統括指導主事** それでは、私から「平成20年度杉並区立学校の学期及び休業日について」、ご説明を申し上げたいと思います。

資料に基づきまして、ご説明をいたします。1ページ目をご覧ください。

「学期の変更について」、ということでございます。まず、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」においては、1学期は、4月1日から8月31日まで、2学期は、9月1日から12月31日まで、3学期は、1月1日から3月31日までという形になっております。この管理運営規則の第3条の2において、教育委員会が必要と認めるときは学期の変更が可能になる、というふうになっているものに基づくものでございます。学期を変更する学校につきましては、小学校は富士見丘小学校、1校でございます。中学校は高円寺中学校、向陽中学校、泉南中学校、和田中学校の合計4校という形になります。和田中学校のみ4学期制をとる形でございます。残りの学校につきましては、2学期制を実施することになっております。平成20年度に新たに学期を変更する学校はございません。19年度から継続という形になっております。

続きまして、「休業日の変更について」、ご説明を申し上げます。

1ページ目、2ページ目をご覧ください。

幼稚園、小中学校及び特別支援学校の休業日につきましては、1、2ページ目にお示しさせていただきました。

資料の2ページに基づきましてお話を申し上げます。春季休業日終わりの変更をする園、学校につきましては、幼稚園が6園、中学校は1校でございます。幼稚園6園が変更という根拠でございますが、入園式の2日前に始業式を実施をして、年長児が入園式に備えることを目的としております。また、中学校1校の和田中学校においては、授業日数を確保するために変更を行いました。

2ページ目から3ページ目にかけてご覧ください。

「夏季休業日の変更について」、ご説明を申し上げます。

幼稚園は、高円寺北幼稚園1園が変更をいたします。これの理由につきましては、杉並第四小学校と合同で防災訓練、これは、引き渡し訓練を実施するため変更という形になります。小学校は3校、中学校は9校で変更の届け出がございました。理由につきましては、授業日数の確保の

ためでございます。夏季休業日の弾力的な実施におきまして、最大で東原中学校が5日間の授業日数の増加となっております。

同じく3ページ目に、「冬季休業日の変更について」、示させていただきました。小学校は富士見丘小学校1校のみでございます。中学校は記載されております4校で実施でございます。理由は、同様に授業日数の確保のためでございます。

4ページ目、最終ページをお開きください。

「春季休業日始まりの変更」でございますが、こちらも幼稚園6園、そして荻窪小学校1校で実施をいたします。幼稚園については、保育日数の確保のためでございます。荻窪小学校につきましては、校舎改築に伴う移転準備のために始まり日を変更いたしました。

続いて、「休業日の設定について」、ご説明申し上げます。学期を弾力化する学校、特に2学期制を実施する学校のうち、小学校1校、富士見丘小学校、中学校2校、高円寺中学校と向陽中学校で、秋季休業日を設定しております。富士見丘小学校につきましては、記載されております日程でございますが、そのうち土日が1日ずつ含まれております。それと平常日1日を足しまして、3日間を秋季休業日にいたしました。高円寺中学校につきましては、10月15日の平常日1日を秋季休業日として設定しております。向陽中学校につきましては、土日と祝日、体育の日でございますが、この3日間を休業日と設定しております関係で、平常日の設定はございません。

提案の理由でございますが、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」に基づき、保育日数、授業日数の確保などの理由から、各学校から学期及び休業日の変更設定の申請があり、承認が必要であるということでございます。

議案の朗読は、省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**大藏委員** 学期の変更については、前から、校長、PTAとかいろいろなところで、協議をして決めて申請しているわけですね。しかし、それでも毎年新学年を迎えるときには、申請をするということになっておりますか、手続上は。

**済美教育センター統括指導主事** はい。そういう形になっております。教育課程の届出で申請をしていただくという形になります。

**宮坂委員** 変更がなくても届け出ますか。

**済美教育センター統括指導主事** はい。そのとおりでございます。

**大藏委員** それ以外のいろいろな休業日だとか、夏休みの調整とかそういうものについては、学校から申請があれば、原則として認めるということですか。

**済美教育センター統括指導主事** その明確な根拠があれば、こちらのほうでは受理をして、教育委員会にお諮りするという形になります。

**大藏委員** その秋季休業日などには、土日があっても1日というようなのは、明確な根拠というのはどういうところにあるんですか。

**済美教育センター統括指導主事** 秋季休業日を設定するというのは、やはり2学期制を敷く上でけじめをつけるというか、子どもたちの学習へのけじめをつけるという意味で、価値があるということで、私どもの方では受理をいたしました。

**大藏委員** しかし、多くの学校は、土日のところを挟んで2学期になっているので、それで新たに設定をする必要はないと考えていますね。

**済美教育センター統括指導主事** 多くの学校と申しましょか、2学期制を敷いている他の学校については、そういうことをございます。

**宮坂委員** 今後の問題、一般論になるんですけども、これはこれで今回決まるんですけども、この2学期制にするか、3学期制、あるいは極端な4学期制みたいな形もありますけれども、そういうものが1つの学校が決めて、例えば、校長先生が変わったり、いろいろの条件があつて、翌年また変わるとか、しょっちゅう変えられるという具合が悪いですね。そうすると幼小連携、あるいは小中連携を行っているところで、小学校は通常3学期で、中学校は2学期制にするというような場合は、その辺のことも考えて、個々に決める場合には決定していくんですか。

**済美教育センター統括指導主事** はい。一貫教育校や連携教育校については、やはりそこは最大限配慮をしていることもあります。ただ、学校の実態に応じて、それは決定しているものでございますので、また学校だけではなくて、学校運営協議会等の承認も受けながら、ご意見も聞きながら、この学期の設定等を行っているところであるというふうに認識しています。

**宮坂委員** 必ずしも、校長先生の意向だけで決められるものじゃないわけですね。

**済美教育センター統括指導主事** そういうことではございません。

**委員長** ちょっとお伺いしたいんですけども、例えば、3月の何日までにこういった届け出をしなきゃいけないとか、いろいろあるんでしょうね。

というのは、大学あたりだと新学期が始まってから、それをオープンにしてというか、一応揉むことは揉んでおいても内輪だけにしておいて、どちらかという、新しい人のご意見とか、いろいろなものを反映して決めていくんですね。だから極端な話、校長先生が異動になるんですけども、その前に決めてあるわけですよ。そうすると、そういった面でカラーは出てこないわけですよ、新しい人の。その辺の矛盾というのはないんですか。

**済美教育センター統括指導主事** 3月31日までに、教育課程の届出というのは終了しなさいとい

うことになっておりますので、やはり校長の異動等がある場合は、前任の校長がこれを立案をする形になります。それで、前任の校長が立案をしたものに従って、後任の校長が学校経営を行っていくというところになりますので、カラーの部分に関しましては、この基本方針に基づいて、やはり後任の校長が自分なりの学校経営のスタイルを示していくということになると思います。

**委員長** だから、あらゆる1つの経営権とかマネジメントの長たるものが変わるのに、前任者が決めていって、それを踏襲しなきゃいけないというのは、ちょっとおかしな部分がありますよね。

**教育長** 教育課程の変更は、新たな年度になってから、変更する理由があれば、協議して教育課程の変更届を出していただいて変更いたしますので、もし、その経営者が変わることによって、重大な方向転換を図りたいということであれば、当然協議に応じて、その年度内に教育課程を変更するという事は可能です。

これは変更ではなくて、管理規則に基づいて教育課程を届けるに当たって、管理規則と同じじゃなくて、管理規則とは違った形で教育課程を編成したという届出のカテゴリーを整理したものですので、手続上は、教育課程が受理されて、教育課程を実施していく中で、教育課程を変更する必要があるれば、当然しかるべき手続をもって、教育課程を年度途中において変更するという事もあり得ます。

**委員長** でも、そんなに大幅な変更というのはできないですよ。

**教育長** 無理ですね。それというのは、年度当初、予算の関係、人員の配置の関係、学級編制の関係、様々なものが年度当初から動き始めてますから、そうそうそういったことを無視した変更は考えられませんけれども、何らかの理由によって、教育課程を変更してはならないこともあると思うんです。それで、変更することは可能です。

**大蔵委員** けれども、その休業日みたいなものは、もう子どものほうでも保護者のほうでも、ここで休みにする、ここは学校に行かなきゃならないって考えているでしょうから、それを直すことは、4月になってからは難しいんじゃないでしょうか。

**教育長** 最初の学校案内で言っているクレジットがありますから、それを承知して入学してくるというふうに考えれば、本来、例えば、300日授業をするといったのを承知して入学してきたら、年間授業数が250日に減らされたということになれば、当然最初に聞いたクレジットと合わないことになってしまいますので、それじゃ、どうしてくれるんだということも、一応手続上はあり得ます。ですから、今のご指摘のように、大幅な変更といいますか、何らかの事情によって、教育課程の変更せざるを得ない事情があれば、それについては、協議に応じてというような形になります。

**委員長** わかりました。ほかにございますか。よろしいですか。

議案第43号を、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第43号は、原案どおり可決いたしました。ありがとうございました。

次に、日程第36、報告事項の聴取に入らせていただきます。

はじめに、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を、教育改革推進課長からお願いいたします。

**教育改革推進課長** それでは私の方から、今度は学校運営協議会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

先ほど、議案の方でもご説明いたしました杉並第一小学校のほか、今回は、杉森中学校公募委員として1名、向陽中学校については、校長推薦委員の入れ替わりに伴う任命が1名、和田中学校については、現校長から、新校長を委員として任命するものでございます。委嘱につきましては、学校運営協議会規則第3条に基づき、前任者の残任期間1年となります。

私からは以上です。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**大藏委員** 杉並第一小学校の一般公募というのは、まだ募集を続けるんですね。

**教育改革推進課長** はい。先ほど申し上げたとおり、大変残念ながら、今のところ応募がございませんので、募集を続けます。

**大藏委員** これはいつまでという期日はあるんですか。随時ですか。

**教育改革推進課長** 特に定めてございませんが、学校側とまた調整をしたいと思います。

**委員長** ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

次に、「学校給食の標準給食費の改定について」の説明を、学務課長からお願いいたします。

**学務課長** では、私から標準給食費の平成20年度の改定について、ご報告を申し上げます。

小中学校における給食費につきましては、教育委員会が1食当たりの単価ということで、こちらの標準食単価を定め、各学校が実施回数に応じて掛けたものを給食費として徴収しているものでございます。

1番、まず平成20年度4月からの標準食単価でございますけれども、小学校低・中・高学年と中学校と4段階に分けてございまして、通常給食、あと多様化給食、こちらがリザーブ、バイキング、お弁当と、そういった特別のときの給食でございますけれども、それぞれ記載のとおり、小学校低学年の通常が231円、中学年は249円、高学年は268円、中学校が302円と、記載のとおりでございます。こちらの金額でございますけれども、右側に平成19年度、今年度の数字がござい

ますけれども、こちらの比較で申しますと、通常給食の場合、小学校低学年がプラス7円、中学年がプラス8円、高学年がプラス11円、そして中学校がプラス8円の改定ということになってございます。

また多様化給食につきましても、同様の改定の内容でございます。

全体でどのくらいの金額かということでございますけれども、大体、年間ベースで給食費が増額になる部分で申しますと、小学校低学年が年間で1,837円、中学年が2,073円、高学年が2,696円、そして中学校が2,721円と、年間としてこれだけの増額ということでございます。

2番、今回の改定の理由でございますけれども、大きく4つございます。まず、牛乳の供給価格の値上がりということで、プラス0.34円でございます。2番目、こちらが一番大きいところでございますけれども、いわゆる消費者物価、物騰率でございます。こちらが昨今の物価上昇を反映いたしまして、平均10.16円ということで、プラスの要素になってございます。3番目、これは国内産食材の使用頻度を高める取り組みということでございまして、これは後ほどご説明いたしますが、給食の安全性を、さらに今まで以上に高めるための取り組みを行うものでございます。それによりまして、プラス2.59円の増加要因ということでございます。4番目といたしまして、米飯給食、これは現在、今年の後半から週3回でございましたけれども、これを週4回にするということで、こちらは逆にお米のほうが安いという状況がございまして、マイナス要素となっております。

3番、平成20年度の特徴でございますけれども、先ほど申しましたように、杉並区における小中学校の学校給食の安全・安心を、さらに今以上に高めるということで、以下5点の取り組みを行うものでございます。

1番目につきましては、今ご報告いたしました米飯給食を3回から4回にということでございます。また、2番につきましては、国内産食材の使用促進ということでございまして、こちらに記載の薄力粉・砂糖・みそ・春雨・マッシュルーム（缶詰）につきましては、全て国内産、従前は、外国産を使用しておりましたけれども、全て国内産に切り替えるということでございます。

3番目でございますが、月2回の「国内産食材の日」メニューの設定をいたします。これは、調味料等の一部、代替品がない一部を除きまして、当日はすべての食材を国内産でやってみるという取り組みでございます。さらに4番、これは関連いたしますが、区内産農産物の活用促進、これは地場産食材活用、食育の一環でもございますけれども、区長部局のほうとも連携をして、さらに推進して、区内農産物をさらに活用していくという取り組みを行います。5番といたしまして、これも従前から行っておりますけれども、安全確認の徹底ということで、従前どおり、これは残留農薬の検査証、あるいは品質保証書等の確認をさらに徹底していくと、これは引き続きの

取り組みでございます。

こういった新たな、また、引き続きさらに強化していく視点を加えた上で、今年度の給食費の算定をさせていただきものでございます。

主に、2番の改定の理由の③、④の方に反映されている内容でございます。

なお、参考でございますけれども、従前の過去5年間の推移が記載してございますので、ご参照いただければと存じます。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

**委員長** ではご説明に対しまして、ご質問等ありましたらお願いします。

この推移を見てみますと、大体は2円から3円ぐらい。16、17年度は同額ですけれども、あと2、3円のアップですよね。今回はかなりのアップですね、7、8円で。特に小学校の高学年が11円ですよね。高学年の上げ幅が大きい理由というのは何かあるんですか。

**学務課長** どうしてもやはり高学年、上にいくことに従って、やはり食材の使用内容とか異なっていてまいりますけれども、献立の作り方が違ってくるといのもございますし。

**委員長** ただ、中学校は8円ですよ。

**学務課長** 単純に増加の額とか率とかいろいろ反映される部分がございますので、メニューも全く別ですので、その辺ちょっと単純に比較するのは難しいのかなとは思いますが。

**大藏委員** これはなかなか難しく、円高になっているために肉が安いとかですね。和肉ではなくほとんど輸入ですから、そういうのもありますし、なかなか難しいので一概に言えませんけれども、今給食費の滞納というものはあるんですか。どのぐらいの割合であるんですか。

**学務課長** 金額ベースの率にして、0.05%ぐらいですか。都や国に比べては低い状況ではございます。

**大藏委員** それでは今度この値上げをして、中学校で2,000円ちょっと上がりましたね。そうですね。上がっても徴収困難になるということはないという考えですか。

**学務課長** 基本的に支払いが困難なご家庭に対しては、就学援助という制度もございますので、基本的に払いたくても払えないというのは、今でもこれからも基本的にはないのかなというふうに思っています。

**宮坂委員** 杉並区には、払わない、その意図的なものはないですね、払えない事情があって、本人は謝って待ってくれというのであれば、非常に事情がありますように、意図的に払わないというそういう悪質なのはあまりないんでしょうね。

**学務課長** そうですね。以前、新聞報道でやったような極端な事例については、承知はしていないところなんですけれども。

**委員長** いろいろ難しい側面もあるんでしょうけれども、その辺の改定の理由というので、それぞれについてはわかるけれども、トータルとしての説得力というのは、どういうふうにするのか、やはりここで知っておく必要があると思います。どんどん右肩上がりですからね。

**学務課長** 基本的には、安全・安心という面をいかに最大限確保していくかというのがベースですので、極端に言えば、もっと安い外国産を使えばもっと安くなるかもしれないんですが、やはりそういうことよりも、安全・安心を第一にしたいという考えです。

**委員長** また、ご検討のほどよろしくお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

続きまして、「第14期杉並区文化財保護指導員の委嘱について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上2件、一括して社会教育スポーツ課長から、ご説明をお願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは私のほうから、まず「第14期杉並区文化財保護指導員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

「杉並区文化財保護条例」第40条並びに同施行規則の第20条に基づきまして、13期の指導員の任期満了に伴い、第14期の文化財保護指導員、5名の方に委嘱するものでございます。

委嘱期間は、本年4月1日から再来年の3月31日まででございます。5名は、浅賀様、榎本様、小美野様、原田様、牧野様、以上5名でございます。

引き続きまして、共催・後援名義使用承認一覧について、ご説明申し上げます。

新規は、全部で9件ございます。恐れ入りますが次のページをご覧ください。

1ページ目でございます。1ページ目は全部で7件ございます。順に申し上げます。

「郷土を愛する講演会実行委員会」が行う、「『家族の絆を考える』講演会」というものでございます。開催期日は4月19日でございます。2点目、「東京ジュニアオーケストラソサイエティ」が団体名でございます。事業名の「T J O S」、これは東京ジュニアオーケストラソサイエティです。それから「C Y S」、カリフォルニアユースソサイエティ、合同コンサートでございます。開催期日は7月1日でございます。3点目、同じ「東京ジュニアオーケストラソサイエティ」、これは「第9回定期演奏会」というものでございます。8月24日に行います。4点目、「全国保育団体連絡会」、「第40回全国保育団体合同研究会集会」というものでございます。8月2日から4日まででございます。5点目、「エルフェ女性合唱団33周年記念コンサート」でございます。6月20日に行います。6点目、「商店街ギャラリー」が行う、「『300メートルバス通りが巨大キャンパス』チョークで落書きしよう」、4月20日に行うものでございます。「東京理科大学管弦楽団」が行います「2008年春季定期演奏会」でございます。5月11日に行うもので



ございます。

次に、5ページをご覧になってください。

これは、「特定非営利法人全国日本語教師会」が行うものでございます。「春休み親子日本語教室」というもので、3月31日から4月5日までのものでございます。

次に、7ページでございます。

「ちいさなひとのえいががっこう」の「ピッピと子どもたち」、というもので、8月11日から同19日まで行ったものでございます。これは、報告漏れということで追加したものでございます。

以上でございます。

**委員長** では、最初に「第14期杉並区文化財保護指導員の委嘱について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

**大藏委員** この5人の方々はみんな新任の方ですか。

**社会教育スポーツ課長** いえ、更新の方でございます。

**大藏委員** 全員更新ですか。

**社会教育スポーツ課長** はい。

**大藏委員** それで指導員というのは、何をなさるんですか。

**社会教育スポーツ課長** 基本的には、文化財の所在ですとか保存状況など確認していただいたり、あるいは普及啓発活動を行っていただいたり、これも主要な任務がございます。

**大藏委員** 普及活動というのは、どういうふうにするんですか。

**社会教育スポーツ課長** 例えば、ある方は郷土史会の会長さんをやっていらっしゃるんですけど、その中で研究会をやってみたりとか、あるいは11月ぐらいに、文化財の視察ラリーというのがあるんですけども、その団長さんをやっていただくとか、あるいは郷土芸能の普及啓発をやっていただいていると、そのようなことをやっていただいております。

**大藏委員** そういうのはほとんど「広報すぎなみ」に出るようなものですね。

**社会教育スポーツ課長** いま申し上げましたイベントについては出ます。

**委員長** 審議会の委員とは、全然違うんですか。

**社会教育スポーツ課長** 違います。

**委員長** よろしいですか。

では、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

**大藏委員** 5ページの「春休み親子日本語教室」というのがありますね。1週間ぐらいの期間がありますね。この事業は、具体的にどういうことをするんですか。これは、「広報すぎなみ」に

出ていますか。

**済美教育センター統括指導主事** こちらのほうは「広報すぎなみ」の方にはまだ出ていないと思います。「全国日本語教師会」というところで、国際理解教育の一環として、日本語教室を開催しようというものです。

**大藏委員** 杉並在住の外国人の方を対象としてやるということですか。

**済美教育センター統括指導主事** そういうことでございます。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

続きまして、「文部科学大臣表彰について」のご説明を、済美教育センター統括指導主事からご説明をお願いします。

**済美教育センター統括指導主事** それでは、私から「文部科学大臣表彰について」、ご報告を申し上げます。

このたび杉並区立松溪中学校が、「平成20年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰」を受けることで、決定をいたしました。

受賞の理由につきましては、記載されているとおりでございますが、5年間継続した朝読書の活動、一斉読書でございますけれども、もしくは読書新聞、読書郵便、また、読書紹介の冊子を作成するなど、非常に読書活動を推進する学校において、特色ある優れた実践を行ったということが評価されたものでございます。

受賞日は、平成20年4月23日、水曜日に予定されております。なお、本表彰は全都で3校程度になっているものでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

**委員長** ご質問等ございましたら、お願いします。

**宮坂委員** 今、全国で3校とおっしゃいましたね。

**済美教育センター統括指導主事** 全都でございます。

**宮坂委員** わかりました。これ中学ですよ、全部。

**済美教育センター統括指導主事** はい、中学校です。小学校も表彰の対象にはなりますけれども。

**委員長** よろしいですか。

どうもおめでとうございました。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、ここから非公開として審議させていただきます。その前に庶務課長、お願いします。

**庶務課長** それでは、これから秘密会に入りますので、次回の日程だけご報告をさせていただきます。

ます。次回の日程は、4月9日、水曜日、午後2時からということでございます。よろしくお願いいたします。日程につきましては、以上でございます。

**委員長** それでは、これから秘密会に入らせていただきますので、傍聴人の方、ご協力よろしくをお願いいたします。

(傍聴人退出)

**委員長** では、審議を再開いたします。

日程第35、議案第44号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案の2枚目の方をご覧いただければと思います。幹部職員については、先の臨時会でもお諮りをしたところでございますけれども、追加議案ということでお受け止めいただければと思います。

済美教育センターの統括指導主事に、田中稔さんという方に来ていただくということでございます。前任職は、八王子市立浅川中学校の副校長ということでございます。

説明は以上でございます。

**委員長** ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

**大藏委員** 転出者の補充ですか、それとも増員ですか。

**庶務課長** こういう形になります。済美教育センターの副所長、これが現在欠員でございます。

そこに前回の議案で、坂田統括指導主事が副所長に異動するというところでございます。その玉突きで、今度は統括指導主事が配置されるということです。

**大藏委員** 統括指導主事が1人いなくなるので、そこに来るんですか。

**庶務課長** そうです。

**委員長** よろしいですか。

では、お諮りします。

議案の第44号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第44号は、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、報告事項(1)、「区立小・中学校校長・副校長の人事異動について(平成20年4月1日付け)」の説明を、教育人事企画課長からお願いいたします。

**教育人事企画課長** 区立小・中学校校長・副校長の人事異動について、ご説明申し上げます。

2月に東京都教育委員会に管理職の人事異動についての内申を上げることについては、ご報告

させていただきましたが、今回、正式に東京都教育委員会から3月上旬に内示がありましたので、それについてご報告をさせていただきます。資料で今お示しをさせていただきますが、内申を上げた内容と同じ内容での内示ということでいただきましたので、この資料のとおりでございます。

変更点がございますので、それを補足させていただきます。まだ、2月の段階で未定だった、杉並第十小学校の飯島校長は、東京都へということでしたが、内示がありまして、稲城市の教育委員会の指導室長に転任というように決まりました。あと、沓掛小学校の副校長は、内申の際は、そのまま橋本副校長だったんですが、3月半ばになりまして退職をするということになりました。ここが未定ということで、新しい副校長が配置をされる予定でございます。また浜田山小学校の飯田副校長は、校長昇任ということが決まりました。この橋本副校長と飯田副校長の後任なんですが、これにつきましては、今週の28日に東京都教育委員会で、正式決定されるということで、そこで内示を受けるものというふうに思っております。ここも決定次第、ご報告をさせていただきます。

東京都教育委員会の考えとしては、4月1日発令で、これは動きたいということですので、内示の後、すぐ発令という形になるかなと思います。

以上でございます。

**委員長** では、ご質問などございましたら、お願いいたします。

**大藏委員** 浜田山の飯田副校長は、どこに昇任でいらっしゃるかわかっているんですか。

**教育人事企画課長** これは未定ですね。この28日に正式に決まることになります。

**大藏委員** 校長になるということは決まっているんですか。

**教育人事企画課長** 校長になるということだけは決まりましたということで、配置場所が28日に正式決定されるということでございます。

**委員長** よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

以上で、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。ありがとうございました。